

御意見の概要と市の考え方

No.	御意見の概要		市の考え方
	分野	概要	
1		サービスが絶対後退しないように中核市にふさわしい予算措置を行ってほしい。	中核市移行にあたり、市民サービスの向上を目指した適切な予算措置を行っております。
2	計画全般	計画の検証を地域自立支援協議会が行うにあたり、会議や傍聴の周知などをしてほしい。	現在も、障害者地域自立支援協議会の開催にあたっては、市のホームページ上で開催や傍聴の御案内をしておりますが、今後も引き続き周知に努めてまいります。
3		計画の点訳版と録音版を作製し、市図書館において閲覧・貸し出しができるようにPRしてほしい。	本計画については、点字版とデジ版を作成し、各図書館において閲覧・貸出を行う予定です。なお、市のホームページ上でも全文を閲覧可能とするほか、音声読み上げ装置に対応した概要版を掲載いたします。
4		グループホームで訪問介護を使用する際、支援区分が削減することがないようにしてほしい。	グループホームで訪問介護を利用する場合については、国の基準に沿って利用者の支援区分を設定し、それに基づいて報酬を決定しております。
5	訪問系サービス	訪問系サービスについて、サービス量の実績および目標値が一括で記載され、どのサービスをどれだけ充実させるのか分からないので、明確にしてほしい。	訪問系サービスについて、サービスごとの実績値を記載することといたします。
6		ホームヘルプサービスの利用申請から開始までの間に1～2か月の期間がかかっているが、短縮してほしい。	ホームヘルプサービスの申請があった場合、市では、申請した当事者の状況に関する聞き取り調査等を行った上で、医師の意見書も参考にしながら、個々の事情に合ったサービスを考えたいです。こうした手続には1～2か月を要する場合がありますので、御理解をお願いします。
7	移動支援事業	移動支援事業の対象年齢を15歳未満にも引き下げてほしい。(同様の御意見が他に1件あり)	15歳未満の障害児については、移動の際には保護者が付き添うことが基本であると考えており、移動支援事業の対象年齢の引き下げは、現在のところ市として考えておりません。また、身体介助については、ホームヘルプサービスやボランティアなどの活用をお願いします。
8		小学校1年生から身体介助(トイレ・着替え)ありの移動支援としてほしい。	
9		移動支援を通所や通学、通院時にも利用できるようにしてほしい。(同様の御意見が他に1件あり)	
10		移動支援の利用時間数を拡大してほしい。(同様の御意見が他に2件あり)	
11		移動支援に自動車を利用できるようにしてほしい。	移動支援に自動車を利用した場合、道路運送法に抵触する可能性があるため利用できません。
12		ガイドヘルプ研修費の補助をしてほしい。	ガイドヘルプ研修などへの補助については、現在のところ本市として考えていません。こうした研修は、事業所が提供するサービスの質の向上に寄与するものであるため、基本的には事業所が研修費を負担するものと考えます。また、東京都が実施している移動支援事業者養成研修もありますので、周知を図ってまいります。
13		申し込んでも、人手不足を理由に断られる現状を改善してほしい。	移動支援事業について、近年需要が増加していることは認識しております。今後、事業者説明会などを通じて、移動支援事業の提供について働きかけてまいります。
14	一時保護体制の充実	施設の空き状況など、関連医療機関と連携してシステム化し、医療ケアの有無や施設の条件など検索できるようにしてほしい。	施設の空き状況や利用者に合う条件などの検索システムの利便性は理解できますが、市の事業として構築することは現在のところ考えておりません。
15		一時保護施設から、本来のデイサービス施設に通所できるようにしてほしい。	一時保護施設は、保護者の出産や病気、冠婚葬祭などにより、一時的に家庭での介護が困難となった時に利用してもらう施設であり、そこからデイサービス施設への通所は、同日に同様の支援目的のサービスを受けることになるため、国の基準でも認めておりません。
16		緊急事態が起きた際の一時預かり(ショートステイ)が十分ではないので、拡充してほしい。	一時保護施設について、需要が多いことは認識しております。今後、既存の一時保護施設に対して受入れの拡大を打診するほか、グループホームなどに対して、一時保護施設としての機能を付加するよう働きかけてまいります。
17		緊急一時・グループホーム・施設入所など、一時的に障害児を見てくれる場所を整備してほしい。	
18	日中一時支援事業	日中一時支援事業の内容を『地域生活支援事業』と『緊急一時保護』に区分し、併用が可能になるようにしてほしい。	日中一時支援事業と緊急一時保護(家庭保護)は、同様の支援目的のサービスであるため、現在のところ併用は認めておりません。
19	精神障害者へのサービス充実	精神科通院当事者の介護サービス内容と援助手当金の充実や、通院援助(タクシー券の配布等)を行ってほしい。	精神科通院当事者への手当や通院援助については、現在のところ考えておりません。障害別のサービスについては、社会経済情勢の変化等を勘案して適切に行ってまいります。

御意見の概要と市の考え方

No.	御意見の概要		市の考え方
	分野	概要	
20	地域移行支援	地域移行支援について、病院や施設内でも地域との繋がりを深める機会を増やし、移行のしやすさや地域への意識付けの一つとなるようにしてほしい。	「福祉まつり」や「ふれあい運動会」等を通じて、障害者施設と地域との交流を進めております。今後も、障害者が地域移行しやすいように、地域活動や行事への障害者の参加を促進してまいります。
21		入院中の精神障害者の地域生活への移行について、具体的な数値目標を設定してほしい。	入院中の精神障害者の地域生活への移行に関しては、国と都道府県のみ成果目標の設定が義務付けられていることと、東京都が病院への監視指導権限を有していることから、本計画では具体的な数値目標の設定をいたしません。ただ、障害者の地域生活への移行後を見据え、グループホーム整備の促進や日中活動の場の整備など、支援体制を充実させてまいります。
22	地域生活支援拠点等の整備	面的な体制整備の具体的な方策を記載してほしい。	本市には、市域の広さや市内障害者支援に係る相談支援事業者や福祉施設等の多くの資源があります。このことを踏まえ、新たに拠点施設を整備するのではなく、地域における複数の障害者支援機関が分担して相談支援、緊急時の受け入れなどさまざまな機能を担い、ネットワーク化することで障害者の地域生活を支援する、面的な体制の整備を図っていくことを考えております。今後は、障害者支援機関と連携をとりながら、サービスのニーズなどを把握し、障害者地域自立支援協議会を通じて検討してまいります。
23		包括的な地域生活支援拠点をつくってほしい。	
24		八王子特別支援学校が移転した跡の学校を有効活用し八王子の障害者の地域生活拠点にしてほしい。	
25		作業所は16時で閉所するので、地域生活支援拠点において、同じ仲間が集える余暇活動の充実を図るような施策を展開してほしい。	
26	救急診療	広報等に救急診療の障害者受け入れ病院の案内を掲載してほしい。	現在、救急診療についての情報は市のホームページに掲載しております。広報については紙幅の都合などありますが、様々な手段で障害者が利用できる救急診療の情報を提供できるよう検討してまいります。
27		島田八王子を24時間診療にしてショートステイをつけて八王子の障害児(者)の拠点としてほしい。	島田療育センターはちおうじについては、現状の職員体制や設備などの点から、24時間診療やショートステイ機能の付加などの予定は、現在のところありません。ただ、障害者に対する夜間休日の救急医療体制については、八王子市医師会等と連携を図りつつ検討したいと考えております。
28		医療的ケアの必要な子どもが、近くで夜間・休日でも受診できるようにしてほしい。	
29	障害児支援の充実	特定相談支援・児童支援の事業所の基本相談に補助をしてほしい。	市は、特定相談支援事業及び障害児相談支援事業を行う事業者が安定的に相談支援専門員を配置できるしくみに改めるために、報酬単価の引き上げ等を東京都市長会を通じて国に要望してきました。平成27年度障害福祉サービス等報酬改定では、計画相談支援、障害児相談支援の報酬体系に新たな加算項目が示されています。
30		どこの学童保育所でも6年生まで受け入れる体制を整え、障害児枠の増加もしてほしい。	現在、学童保育所の定員はいっぱいであり、また児童の安全性を考慮すると、障害児枠の増加は現状では困難と考えております。
31	グループホーム整備の促進	重複障害(知的と肢体、知的と盲)のグループホーム運営事業者ニーズと促進のための補助を行ってほしい。	グループホームへの補助については、「八王子市障害者グループホーム運営費補助金交付要綱」及び「八王子市重度身体障害者グループホーム運営費補助金交付要綱」に基づいて、適正に支出しております。今後も、社会経済情勢を勘案しながら、適切な運用を図ってまいります。
32		グループホームの整備を促進しますと言う総論の表現は実効性が心配であり、より具体的な計画と、数字目標を掲げてほしい。	グループホームについては、利用者数に関する数値目標を計画の中で掲げており、市はその目標を達成するため、事業者への施設設備補助事業等の支援により、施設整備の促進を図ってまいります。また、施設への適切な監査・指導を通じて、障害者がグループホームを利用しやすい環境づくりに努めます。
33		グループホームの計画を立てたとき、市が土地の取得、建物の設置、住民への了解の取り付けなど、全面的にバックアップしてほしい。	グループホームの設置に係る土地の取得や建物の設置、住民への了解の取り付け等は事業者に行っていただきます。市としては、グループホームのスムーズな設置のため、地元町会・自治会などを対象とした出前講座の活用、障害者地域自立支援協議会との協働による一般の方々を対象とした講演会の実施など、引き続き障害者への理解を深めるための取組を進めてまいります。
34		グループホーム建設に関して、地域での日頃から啓発事業を市が率先して行ってほしい。(同様の御意見が他に1件あり)	
35		障害者の重度化、高齢化を踏まえて医療的ケアもできる体制を整えてほしい。(同様の御意見が他に1件あり)	グループホームにおける医療的ケアのニーズがあることは認識しております。グループホームの運営やサービス内容は、最終的には事業者が決めることですが、市としても医療的ケアを可能にするよう、働きかけていきたいと考えております。
36		成果目標に関して、グループホームの利用者数が毎年10名増えているが、地域移行の「12%」という数字を考えるとまだ不足しているので、さらに高い目標設定をしてほしい。	グループホーム利用者数の目標値は、毎年50人増としております。これは、「平成29年度末までに、平成25年度末時点の施設入所者の12%以上が地域生活へ移行することを目指す」という成果目標を踏まえ、さらに新たなグループホームの設置見込や定員数等を勘案した上での目標値ですので、まずはこの数値の達成を目指したいと考えております。
37		グループホーム利用者の目標値について、数百人規模の大幅な上方修正をしてほしい。	
38		重度のグループホームは開設が大変難しいので、計画的に設置できるよう、都営住宅や市営住宅の建て替え時に、その中にグループホームができるようにしてほしい。	公営住宅については、入居希望者が多いため、グループホームとしてのスペースを確保することは、現在のところ計画しておりません。
39		グループホームをもう少し街中に設置し、利用者の方が外出したいと思った時に外出できるようにしてほしい。	グループホームの設置は市が行うものではなく、土地の取得や建物の設置、住民への了解の取り付け等は事業者に行っていただきます。市としては、グループホームのスムーズな設置のため、地域住民に対して障害者への理解を啓発する出前講座などを行っております。

御意見の概要と市の考え方

No.	御意見の概要		市の考え方
	分野	概要	
40		重度重複障害者向けのグループホームを整備してほしい。	重度重複障害者向けのグループホームのニーズがあることは認識しておりますので、市としてもそうしたグループホームが設置されるよう、働きかけていきたいと考えております。
41	相談支援事業	居住サポート事業について、実績と目標値を設定してほしい。	市町村の障害福祉計画は、障害者総合支援法に基づき、国が示した「基本指針」に沿って策定することになっています。国の「基本指針」では、居住サポート事業単体としてではなく、相談支援事業全体として実績値を把握し、目標値を示すこととなっています。
42	通所施設	通所日数を減らされることなく、大勢の重度障害者が安心してその生活が続けられるように、通所施設を増やしてほしい。	通所施設については、障害者の重度化に伴ってニーズが高まっていることを認識しております。今後も利用者のニーズに応えられるよう、通所施設の整備を進めてまいります。
43	多機能型施設の整備	多機能型施設の整備について八王子市障害者療育センターは大変狭いので、中核市として独自の予算をつけ、療育センターの施設拡張などの整備、ひいては日中一時支援・緊急一時保護等が出来るような「一つの事業所で複数の障害福祉サービスを組み合わせるための整備」を行ってほしい。	八王子市障害者療育センターについては、現在のところ施設拡張などを行う予定はありません。ただ、既存の福祉施設について、一つの事業所で複数のサービスを組み合わせるための整備を図ってまいります。
44		「複合機能化の検討」の一つの具体策として、『八王子市障害者療育センター』を一時保護や短期入所事業を備えた施設としてほしい。	
45	生涯学習の推進	障害者が市の文化行事等生涯学習・文化活動に平等に参加できるようにしてほしい。	市では市民講座や講習において、障害がある受講者に向けて、文字が大きい資料や車椅子専用の机を用意するなどの配慮や、講座受講料の減免を行っております。今後も、障害者を対象とした講座や講習を増やしたり、さらなる配慮を行うなど、障害者が講座や講習等により参加しやすい環境づくりを行ってまいります。
46		土日に知的障害者向けの講座を増やしたり、放課後デイのようなものを作ってほしい。	
47	障害者雇用の促進	「市内企業に障害者雇用への理解と職場環境の整備を働きかけます。」とあるが、さらに「また、市職員の障害者雇用についての障害種別による雇用排除の差別を撤廃する」旨の記述を入れてほしい。	市職員の採用試験については、現在も障害者に広く受験していただけるよう努めております。今後は、どのような障害がある方にも受験していただけるよう、さらに検討してまいります。
48		官公需の拡大について、市の広報の戸別配布をシルバーセンターと競合しない形で発注してほしい。	市の業務の委託については、業務内容等を十分に考慮した上で、委託先を決定しております。今後は、「八王子市が行う障害者就労施設等からの物品等の調達方針」に基づいて、官公需のさらなる拡大に積極的に取り組んでまいります。
49		八王子をアピールする品物を作業所で制作した場合に補助をつけたり、成人式等の記念品などを作業所に発注してほしい。	
50		市の施設などの売店やコミュニティ・カフェを障害者施設の運営にできるよう積極的に委託してほしい。	
51	障害者の就職先を作してほしい。	市では、市内企業に対してジョブコーチの派遣などを行っていますが、今後も障害者就労・生活支援センターの体制強化を図り、ハローワークと連携し、市内企業、福祉施設などに障害者雇用の働きかけを積極的に進めてまいります。	
52	まちづくり上のバリアフリー化	写真や明瞭な図などを活用した案内表示を増やしてほしい。	今後、街なかのバリアフリー化を進めていく上で、写真や図などの活用も取り入れていきたいと考えます。
53	防災	災害の時の対応について災害時の対策マニュアルや、支援の方法、支援啓発パンフレットなどについて、市民への周知を図ってほしい。	市では今後、障害当事者を対象とする災害時避難マニュアルを策定し、すでに策定している支援者向けのサポートマニュアルとあわせて、障害当事者、町会・自治会などに周知を図ってまいります。
54		消防訓練などのときに、障害のある方々に積極的に参加してもらい、直接説明をしてほしい。	現在、市の総合防災訓練には障害者にも参加していただいておりますが、この取組を今後も継続してまいります。
55		障害者のための避難所計画を具体的に早急に考えてほしい。	市として福祉避難所の整備を進めてまいります。また、八王子市内障害者等入所施設連絡協議会と市の協働で策定した「福祉避難所運営マニュアル」を活用して、避難所生活をする障害者に配慮すべき事項などの周知を図ってまいります。
56	障害者理解	地域に対する障害者理解の啓発を行ってほしい。	市では、差別禁止条例の周知や障害者理解のためのイベントを開催しているほか、出前講座なども実施し、障害者理解について様々な立場や年代の市民に対する啓発を図っております。今後も、より効果的な啓発を行ってまいります。
57		幼稚園、小学校、中学校と、幼いころから障害者に対する理解を深めてもらう教育が一番大切であり、地域の養護学校との交流などをもっと活発に行ってほしい。	市では、療育施設の障害児と、近隣の保育所や児童館の児童の交流事業を行っているほか、障害者に小中学校での講話を依頼したり、小中学校で車椅子やアイマスク体験を行うなど、幼いころから障害者への理解を深めてもらう取組を実施しております。今後も、こうした取組を継続してまいります。
58		広報などで募集される行事参加などで、盲ろう者の方への差別が見受けられるので参加できるように配慮してほしい。	市が行う事業については、盲ろう者の方にも参加していただけるよう、十分な配慮をしてまいります。
59	権利擁護	雇用先において、知的障害者が健常者へのパワー・ハラスメントに悪用されないように法整備をしてほしい。	国では、障害者虐待防止法の中で使用者による虐待を禁じており、市では、障害の有無を問わず、地域社会で共に支えあい、安心して暮らせるまちづくりを目指して「障害のある人もない人も共に安心して暮らせる八王子づくり条例」を制定し、障害者の権利擁護に取り組んでおります。

御意見の概要と市の考え方

No.	御意見の概要		市の考え方
	分野	概要	
60	成年後見制度	成年後見制度について、後見人が増加するよう広く周知してほしい。	成年後見制度については、パンフレットを作成して制度の周知に努めておりますが、さらなる周知が必要であることは認識しております。今後は、成年後見・あんしんサポートセンター八王子と連携して、制度の周知と適切な活用や、市民後見人の養成を図ってまいります。
61		成年後見人をお願いするのにお金がかかるので、利用しやすい報酬など検討してほしい。	成年後見制度を利用していただくための費用については、今後、より利用しやすい制度とするための検討を行ってまいります。
62	障害者への虐待防止	虐待防止について、家族へ対する啓発と家族支援を行ってほしい。	障害者への虐待防止については、広く市民に対する啓発を行っております。また、市内に5カ所ある相談支援事業所では、障害者とその家族に対する相談支援事業を行っており、家族への支援もその中に含まれます。
63		現実的に啓発だけでは、虐待を防ぎ、無くすには難しいため、施設にもオンブズマン制度を適用してほしい。	現状では、市として障害者福祉施設へのオンブズマン制度の適用は考えておりませんが、施設が適切に管理・運営されるよう、市が指導・監査を行ってまいります。
64	地域移行・定着支援	地域移行支援2人分、定着支援2人分、29年度ですら合計9人分の活動指標となっているが、より多くの給付を目標とし、それができない現状があるならば、改善する策を提示してほしい。	地域移行支援・地域定着支援の活動指標については、同サービスを提供する事業所の数が少ない現状を勘案して設定しております。今後は、サービスを提供する事業所の数が増えるよう、働きかけを行ってまいります。
65	その他	65歳になったとき一律で介護保険に切りかえず障害者支援が受けられるように柔軟な対処を明記してほしい。	65歳以上の方については、公助である障害福祉サービスよりも、共助である保険制度を優先するという考え方が国から示されており、原則として介護保険が優先的に適用されます。ただ、ガイドヘルプなど介護保険の保険給付にないサービスについては65歳以上であっても継続的に受けることができます。
66		障害者の住宅ローン、団体信用保険のあり方について、行政から金融機関に指導を促す等してほしい。	住宅ローンや団体信用保険の内容等については、市として指導する立場にはありません。
67		地域に開かれた福祉作業所、そして地域での役割を担う存在にしていってほしい。	「福祉まつり」や「ふれあい運動会」等を通じて、障害者施設と地域との交流を進めております。また、市では地域に対して障害者理解を深めるための啓発活動を継続してまいります。こうした取組を通じて、障害者がより地域と関わる環境づくりを推進します。
68		郵便ポストを、日中に大勢の方々が出入りしていらっしゃる福祉センターに設置してほしい。	郵便ポストの設置については、日本郵便株式会社の業務となっております。
69		八王子市内でのアウトリーチと家族相談の充実を図ってほしい。	家庭訪問については、保健所の保健師が行っております。平成23年度からは東京都が専門チームの派遣によるアウトリーチを実施しておりますので、市はそれも活用しながら精神科医療のアウトリーチを推進してまいります。また、市が委託している5カ所の相談支援事業所について、障害者の家族の方に向けても周知を図ってまいります。
70		サービスを利用するまでの手続きが煩雑でわかりにくい。	障害福祉サービスについては、当事者の状況などを慎重に審査する必要がありますので、利用開始や支給決定まで煩雑な手続きをお願いするものもあります。各種の法律に従って手続きを進めていますので、御理解と御協力をお願いします。
71		八王子駅南口総合事務所で精神障害の方の手続きもできるようにしてほしい。	八王子駅南口総合事務所でのサービス提供のあり方については、今後も検討を行ってまいります。
72		「障害者福祉課を相談支援の中核的な役割を担う機関としての基幹相談支援センターとして位置づけ、相談支援の充実を図る」という記載があるが、現在の福祉課の職員体制は薄く、職員個人への負担が大きい。福祉課への専門職の配置と職員の増員をお願いしたい。	障害者福祉課が基幹相談支援センターとしての役割をしっかりと担えるよう、市として適切な人員配置を行ってまいります。
73	自分さえ良ければいい、今さえ良ければいい、お金さえあればいい、という考えを自分は持たずに生きていく所存です。		